

# Asia Legal Update

2024 年  
第 2 四半期 (4-6 月)

インドネシア	2
マレーシア	3
フィリピン	4
シンガポール	5
タイ	6
ベトナム	7
インド	8
ミャンマー	9
台湾	10
香港	11
アラブ首長国連邦	12
日本	13
バングラデシュ	14
スリランカ	15
パキスタン	16
トルコ	17
中国	18

## 1. 屋上太陽光発電

インドネシアのエネルギー鉱物資源相(「MEMR」)は、事業者による屋上太陽光発電の使用を奨励・促進するための継続的な取り組みとして、2021年MEMR規則第26号に代えて、電気供給事業公益許諾権(「IUPTLU」)保有者の電力網に接続された屋上太陽光発電所に関する2024年MEMR規則第2号(「**2024年MEMR規則第2号**」)を制定しました。

2024年MEMR規則第2号に従い、事業者が将来5年間に申請できる屋上太陽光発電の年間総発電容量を、IUPTLU保有者(PLN(インドネシアの国営電力会社)を含みます。)が、MEMRの承認を条件として決定します。この新規則は、より透明性の高い承認プロセスにつながるが見込まれます。承認された屋上太陽光発電の総発電容量は、PLNを含むIUPTLU保有者が顧客の屋上太陽光発電の申請を承認するか否かを決定する際の基準となります。

顧客の側としては、2024年MEMR規則第2号により個別容量の設定がなくなったため、IUPTLU保有者が承認した総発電容量の残高に余裕がある限り、必要に応じて、IUPTLU保有者が提示する既存の接続電力容量を上回る可能性がある屋上太陽光発電容量を申請できるようになり、顧客にとって柔軟性が増すことが広く期待されています。2024年MEMR規則第2号は、屋上太陽光発電に対する顧客の申請提出や承認に関する具体的な手続きを規定していませんが、当該申請は先着順で受け付けられるものと広く予想されています。

上記のような発電容量の定めのほか、2024年MEMR規則第2号におけるこれらの新たな規定の中には、新たに導入された屋上太陽光発電の発電枠、および個別容量基準の撤廃に関する条項など、屋上太陽光発電システムの設定に関わる事業者の関心を集めるとされるものもあります。

## 2. 国民住宅貯蓄制度

近年実施されている国民住宅貯蓄制度(インドネシア語では *Tabungan Perumahan Rakyat*、**「Tapera 制度」**)は、インドネシアの労働者に総合的に住宅購入のための資金調達の制度を提供することを目的としています。Tapera 制度は、2020年政令第25号及び2024年政令第21号(「**Tapera 関係政令**」)により実施されており、雇用主及び従業員の双方に毎月の法定拠出金(「**Tapera 拠出金**」)を義務付けることにより普及が進められています。Tapera 制度の主な特徴は、以下のとおりです。

### A. 従業員の強制加入

Tapera 関係政令は、20歳以上であるか、又は既婚であって最低賃金以上の収入を得ている民間企業の従業員に、加入を義務付けています。従業員には、インドネシアで6か月以上雇用されている外国人労働者も含まれます。

2020年の政令第25号によれば、加入は2027年5月20日までにしなければなりません。ただし、公共事業・公共住宅大臣がTapera 制度の延期を提案しているため、このスケジュールは暫定的なものです。

### B. Tapera 拠出金

民間企業の従業員の場合、Tapera 拠出金は従業員の給与の3%とされ、そのうち2.5%は従業員が、残る0.5%は雇用主が、それぞれ負担するものとされています。雇用主は、毎月10日までにTapera 拠出金を、Tapera 管理機構(基金を管理するために政府が設立した法人であり、インドネシア語では *Badan Pengelola Tapera*)が指定した銀行口座に納付する必要があります。

これらの法的義務に違反した場合、書面による警告から事業免許の取消に至るまでの様々な行政上の制裁を受ける可能性があります。さらに、民間企業は、義務づけられている拠出金を給与計算に取り入れるためのシステムの更新や、Tapera 拠出基金への期日通りの支払い等、Tapera 制度の遵守を可能にするための準備をすることが必要となっています。

マレーシア 執筆者: ワンメイ・リョン、ライアン・ヘン

## 1. 1994年労働安全衛生法の適用範囲等が大幅に拡大

1994年労働安全衛生法(Occupational Safety and Health Act 1994「OSHA」)が、2022年労働安全衛生法改正法(「改正法」)により、大幅に改正されました。これらの改正は2024年6月1日に施行されています。改正法に基づく重要な改正点は以下のとおりです。

- (i) **適用範囲の拡大** : これまでOSHAは、製造業、鉱業・採石業、建設業、農林漁業、公益事業、運輸・貯蔵・通信業など特定の業種にのみ適用されていました。これに対し、改正法はOSHAの適用範囲を拡大し、ごく一部の例外を除き、公共サービスを含むマレーシア全土の全ての業種を対象としています。
- (ii) **責任の拡大** : 雇用主/事業主(Principal)が遵守すべき義務が拡大されており、以下のものが含まれます。
  - (a) 雇用主は、従業員が就業中に発生する可能性のある緊急事態に対処するための手順を策定し、実施しなければなりません。
  - (b) 雇用主が5人以上の従業員を就業させる場合、官報に別段の定めがない限り、雇用主はその従業員のうちの1人を労働安全衛生コーディネーターに任命しなければなりません。任命された労働安全衛生コーディネーターは、事業場における全ての労働安全衛生事項を監督・管理する職務を遂行しなければなりません。
  - (c) 事業主は、その事業場における請負業者、下請業者、及び請負業者と下請業者の従業員の作業時の安全と健康をも確保しなければなりません。現状、改正法では、事業主とは、事業主が請け負う作業の全部又は一部を、請負業者によって、又は請負業者の下で実施するために、請負業者と契約する者として定義されています。
  - (d) 雇用主、自営業者、又は事業主は、事業場での作業によって影響を受ける可能性のある人に関して、安全衛生リスクアセスメントを実施しなければなりません。リスクアセスメントの結果、リスクを除去又は低減するためにリスクコントロールが必要であると判断された場合、雇用主はそのようなコントロールを実施しなければなりません。
- (iii) **安全違反に対する罰則の引き上げ** : OSHAにおける特定の違反に対する罰金の金額は、改正法によって様々な範囲で引き上げられました。例えば、雇用主が従業員の事業場における安全、健康、福祉を確保する義務、又は安全衛生方針を定める義務に違反した場合の罰金の最大額は、5万RMから50万RMに引き上げられました。
- (iv) **取締役及び管理職の連帯責任** : (1)会社の取締役、コンプライアンス・オフィサー、パートナー、マネージャー、秘書役、又は同様の役員であった者、(2)その資格で行動すると称していた者、又は会社の業務管理に何らかの形で、若しくは何らかの程度で責任を負っていた者、(3)会社の経営を援助していた者、は、会社が行った違反行為に対して連帯責任を負う可能性があります。これは、改正前のOSHAに比べ、より広範な個人を対象とするものです。ただし、そのような人物が、違反行為が本人の知らないところで、本人の同意や共謀なしに行われたこと、及び違反行為の実行を防止するためにあらゆる合理的な予防措置を講じ、十分な注意を払ったことを証明する場合は、抗弁となります。

## 2. カボタージュ政策の適用除外(外国船による海底通信ケーブル敷設等の許可)

2024年5月29日、マレーシア運輸大臣は、1952年商船条例第65U条に基づき、2024年6月1日から適用される免除命令(PU(B)199/2024)を発行しました。この命令によって、マレーシア海域に陸揚げされた海底通信ケーブルの敷設、保守、及び修理の提供に、マレーシア以外のケーブル敷設船が従事することが許可されるようになりました。これは、2020年11月に前運輸大臣によって取り消された免除を復活させるものです。但し、非マレーシアのケーブル敷設船は、依然として内航海運免許委員会から内航海運免許を取得する必要があります。

この命令は、マレーシア政府による、インターネット技術インフラ、特にデータセンター・サービス分野への投資を促進するための一つの取り組みと言えます。

フィリピン 執筆者: ミシェル・マリエ・F・ヴィラリカ、ステフィ・C・サリス

## 1. 国際経済開発庁による PPP 提案の審査と承認に関するガイドラインの発行

共和国法第 11966 号(「PPP コード」)に基づき、国家 PPP プロジェクトは総額 150 億フィリピンペソ以上の規模である場合、あるいは 150 億フィリピンペソ未満の規模であっても PPP コードによる一定の基準を満たす場合は、国家経済開発庁(「NEDA」)の承認の対象となります。これに関連して、NEDA は 2024 年 4 月 25 日に NEDA 理事会投資調整委員会(「ICC」)、NEDA 理事会のいずれか又はその両方の承認を必要とする官民パートナーシップ提案の審査及び承認に関する ICC ガイドライン(「ICC ガイドライン」)を発行しました。

ICC ガイドラインは、NEDA の承認を要する PPP プロジェクトの評価手順と必要書類のチェックリストを提供しています。さらに、ICC ガイドラインは、(i)公募プロジェクトにおいて、NEDA 又は ICC の承認に適合する入札が 1 件のみの場合に設定される適当な収益率、(ii)非公募提案の場合、承認機関が交渉条件以外の指標、契約条件を要求する場合のガイドライン、(iii)承認機関が必要期間内に PPP プロジェクトに関する決定を行うことができなかった場合のガイドライン、(iv)調達方法の変更に関するガイドラインを含んでいます。

## 2. 個人情報の越境移転に関するモデル契約条項の施行

2024 年 5 月 30 日、国家プライバシー委員会(「NPC」)は、個人情報管理者及び個人情報処理者に対し、拘束力を有する契約において個人情報の越境移転に関するモデル契約条項を導入するよう推奨を行う勧告第 2024-01 号(「NPC 勧告」)を発表しました。NPC 勧告は、以下の事項を強調しています：

- (i) Global Privacy Assembly Global Frameworks and Standards Working Group(「GFSWG」)の契約条項比較表は、複数の法域における個人情報の越境移転に関するモデル契約条項の概要を説明し、個人情報管理者及び個人情報処理者のための比較ガイドとして機能すること
- (ii) ASEAN、EU のそれぞれのモデル契約条項の概要及び比較分析を提供する、ASEAN 及び欧州委員会が策定した「ASEAN MCCs and EU Standard Contractual Clauses(「SCCs」)に関する共同ガイド」は、ASEAN と EU の相互間、あるいは ASEAN 内での個人情報の越境移転におけるモデル契約条項に基づくセーフガードを運用するためのベストプラクティスを提示するものであること。

NPC 勧告は、モデル契約条項を使用することは自発的選択に基づくものであり、NPC は、個人情報管理者及び個人情報処理者に対して、契約の締結においていかなる追加的な権利を認め又は義務を課すものではない旨を示しています。もっとも、モデル契約条項の使用は、フィリピンのデータ・プライバシー規制が要求する個人情報の越境移転における個人情報管理者の説明責任の充足の観点で有益なものとなり得ます。

## 3. IPO におけるコーナーストーン投資家<sup>1</sup>向けのガイドラインの発行

2024 年 4 月 11 日、証券取引委員会(「SEC」)は、コーナーストーン投資家向けガイドラインを提供する Memorandum Circular No. 8 series of 2024 を発行しました。SEC は、IPO を行う発行会社にとってのコーナーストーン投資家の重要性を考慮し、証券市場に関する方針及び提言の策定のため、同ガイドラインを発行しました。

IPO に際して、コーナーストーン投資家を含む場合には、IPO 目論見書の開示に加え、以下の要件が適用されます。：

- (i) コーナーストーン投資家への割当が、IPO の価格決定時点又はそれ以前に締結された契約によって保証されていること；
- (ii) コーナーストーン投資契約が、発行者の有価証券届出書の重要な契約の一部を形成していること；
- (iii) コーナーストーン投資家に対して、一般に入手可能な情報及び最終目論見書に記載される以上の情報提供が行われないこと；
- (iv) 最終目論見書において、コーナーストーン投資家が特定されていること；
- (v) コーナーストーン投資家への割当ては IPO 価格で行うこと；
- (vi) 各コーナーストーン投資家は、必要な株式数を保有する場合に限り、取締役を指名できること

<sup>1</sup> コーナーストーン投資家とは、IPO に応募することにあらかじめ同意している投資家を指します。

## 1. ノミニー取締役やノミニー株主の合意に関する情報開示の強化

財務省(「MOF」)と会計企業規制庁(「ACRA」)による ACRA 所管の法律の定期的な見直しの一環として、2024 年 7 月 2 日、会社及び有限責任事業組合(諸事改正) (「CLLPMA」)法案がシンガポールの国会で可決されました。

CLLPMA 法案に基づく、ノミニー取締役(他者の指示に従い行動をすることが義務づけられている取締役)及びノミニー株主(株主名簿上登記されているものの、実質的な株の支配者の指示に従い、議決権行使や配当受領をする株主)のアレンジに関する透明性向上のための主な改正点の一つとして、個人のノミニー取締役又は株主としての地位が公表されることとなりました。ACRA から有料で取得できるな公開情報として、ノミニー取締役及び株主としての地位がビジネスプロフィールの情報に追加されることとなります。さらに企業は、ノミニーアレンジに関する一切の情報(ノミニー取締役や株主の詳細情報に加え、その背後にいる指名者の身元情報を含む)につき、ACRA に提供することが必要となりました。ただし、これらの追加的に ACRA に提供すべき情報は一般公開されず、ACRA 及び他の公共機関が法律の施行や執行をするためにのみ利用できます。

上記により一般公開されるノミニーの地位に関する情報は、例えば、多くのノミニー取締役や株主を持つ企業に対して追加的チェックを行うことを望む銀行、企業サービスプロバイダー又はその他の金融機関、法務関係者等のゲートキーパーにとって有益な情報となります。またこれらの情報開示が行われることで、シンガポールが、2022 年 3 月の金融活動作業部会(FATF)による受益者実態に関する基準(犯罪収益の追跡や資金洗浄防止のために、企業の実際の受益所有者に関する情報の透明性を高めるための基準)の更新に、引き続き準拠することも確保されます。

もう一つの重要な改正点は、企業や有限責任事業組合(「LLP」)が現在保持する、実質的支配者やノミニー取締役及び株主の登記簿に含まれる情報の正確性を向上させるため、登記に関する違反を犯した企業及び LLP に対する罰金を最大 SGD5,000 から SGD25,000 に引き上げることです。当該違反行為には、登記の維持、情報の更新、及び不正確な登記の修正の義務違反が含まれます。さらに、ACRA に対して登記に関する虚偽又は誤解を招く情報を提供した場合、最大 SGD25,000 の罰金が科されることとなり、このルールは、ACRA に提供する情報の正確性を確保するために合理的な相当の注意を払わない者にも適用されます。また、企業及び LLP は、実質的支配者の情報を毎年検証し、更新することが求められます。

## 2. フレックス・タイム制に関する FWA ガイドライン

シンガポールの労働省(「MOM」)は、2024 年 4 月 16 日に新たに柔軟な労働条件に関する三者機関ガイドライン(「FWA ガイドライン」)を発表し、同ガイドラインは同年 12 月 1 日から施行される予定です。FWA ガイドラインは、2017 年に発表された「柔軟な勤務形態に関する三者機関スタンダード」を実質的に置き換えるものであり、柔軟な勤務形態(Flexible Work arrangement、 「FWA」)に関して、全ての雇用主に対して以下の推奨事項を定めています。

- (a) 従業員が正式な方法で柔軟な労働条件の要請(「FWA 要請」)を提出できるようなプロセスを導入すること
- (b) 雇用主の個人的偏見を含めず、合理的な業務上の理由に基づき、従業員の FWA 要請を適切に検討すること
- (c) 該当従業員とオープンで建設的な話し合いを行い、全ての関係者が相互に利益のある合意を行えるようにするとともに、合理的に実行可能な限り、FWA の要求に対応する方法を模索すること
- (d) FWA 要請を受けてから 2 ヶ月以内に、要請した従業員に対し書面による決定を通知し、FWA 要請が却下された場合は、その理由を適切に伝えること

MOM は、(i)FWA 要請の雛形、(ii)雇用主の回答例、(iii)FWA に関する HR ポリシーのサンプルを公表しておりますので、[こちら](#)もご参照ください。

FWA ガイドラインでは、①フレックス・プレイス(従業員が通常の勤務地とは別の場所で柔軟に働く勤務形態)、②フレックス・タイム(従業員が総労働時間や業務量に変更を加えることなく、異なる時間帯で柔軟に働く勤務形態)、③フレックス・ロード(従業員がそれに見合う報酬において異なる業務量で柔軟に働く勤務形態)の3種類の勤務形態が規定されています。各カテゴリーに分類される様々な勤務形態は、公正かつ革新的な雇用慣行を目的とした政労使連合(TAFEP)の[ウェブサイト](#)をご参照ください。

**タイ** 執筆者: ジラポン・スリワット、アピンヤー・サーンティカセーム

## 1. 商業登記の変更

「事業者が商業登記しなければならない事業及び仏暦 2499 年(1956 年)商業登記法による規制を受けない事業を定める商務省 仏暦 2567 年(2024 年)告示」(「**本商務省告示**」)がこの度公布され、2024 年 6 月 5 日に発効しました。

本商務省告示は、基本的には、商業登記における重複手続を減らし、登記に係る事業者の負担を軽減することを目的としています。以前は、商務省が定める特定の事業活動に従事する法人(例えば、非公開会社及び公開会社、登録済パートナーシップ、有限責任パートナーシップ)は、法人格の設立登記と商業登記の両方について登記する必要がありました。しかし、本商務省告示によれば、商業登記を行う必要があるのは、自然人又は非登記パートナーシップ等の法人ではない者のみとなっています。また、本商務省告示では、商業登記が必要な事業の種類を減らし、新たな条件を導入するなどして、商業登記が必要な事業の範囲が縮小されています。例えば、以前は商品の販売に従事するすべての事業者が商業登記を行う必要がありましたが、本商務省告示では、売上高が 1 日に 300 パーツ以上か、又は価格が 10,000 パーツ以上である、商品の販売に従事する事業者のみが商業登記を行う必要があると規定されています。

## 2. 投資委員会による投資奨励の対象となる新たな事業活動

タイ投資委員会(「**BOI**」)は、投資委員会告示第 9/2565 号に基づく投資奨励対象業種リストの改訂に関する告示第 Sor. 5/2567 号(「**BOI 告示第 Sor 5/2567 号**」)を発出しました。BOI 告示第 Sor 5/2567 号による投資奨励対象の業種の変更は、2024 年 6 月 28 日以降に提出されるすべての申請に適用されています。

主な変更として、電気自動車のバッテリー管理事業、エネルギー貯蔵事業、データホスティング事業など、BOI による投資奨励の対象となる新たな事業活動の追加があります。また、無菌プラスチック包装の製造、工業用長尺鋼材の製造等の従来の事業活動についても投資奨励が変更されました。さらに、BOI 告示第 Sor 5/2567 号は、衛生紙パルプ、特殊紙パルプ、再生パルプ、環境に優しいパルプの生産を含むパルプ製紙業界の一部セグメントについては投資奨励を停止しています。

## 3. 500 万パーツを超える登録資本を有する会社の登記に関する要件の変更

事業開発局(「**DBD**」)は、パートナーシップ及び会社登記に係る中央登記事務所命令第 1/2567 号(「**中央登記事務所命令第 1/2567 号**」)に従い、500 万パーツを超える登録資本金を有するパートナーシップ及び会社の登記に関する要件を変更しました。この変更は 2024 年 7 月 1 日から効力を発しています。(A)登録資本が 500 万パーツを超える会社を設立する場合、(B)登録資本が 500 万パーツを超える増資を行う場合、(C)新設合併をする場合、及び(D)存続会社と吸収合併をする場合、一般的に次の書類を DBD に提出する必要があります。なお、以下の(i)及び(ii)の書類は会社設立又は新設合併から 15 日以内に BOI に提出する必要があります。

(i)会社が株式代金支払を受領したことを裏付ける銀行明細書及び

(ii)会社が株式代金支払を受領済みであることを確認する会社の取締役からのレター、又は

(iii)会社の取締役全員が外国人であるために(i)及び(ii)の書類を提出できない場合又は会社が BOI 若しくは工業団地公社から投資奨励を受ける場合にはその旨を説明するレター

(iii)における必要書類の緩和は、外国人取締役を有する会社や又は投資奨励を受ける会社に適用される要件を緩和することを主な目的としており、銀行取引明細書は後に提出する必要があるものの、会社設立時には、銀行取引明細書の代わりに説明書の提出を認めるものです。

なお、(iii)の書類は、増資(上記(B))及び存続会社との合併(上記(D))の登記の場合には必要ありません。

## 1. 複数の新法の発効日の前倒し

2024年6月29日、国会は、①土地に関する法律第31/2024/QH15号(「**新土地法**」)、②住宅法第27/2023/QH15号、③不動産事業法第29/2023/QH15号及び④金融機関に関する法律第32/2024/QH15号(「**新金融機関法**」)の一部条項の改正及び補足に関する法律を可決しました。新たに成立した当該法律により、不動産市場に関する①乃至③の法(海岸浸食及び森林管理に関する新土地法の第252.2条並びに2021年から2030年までの土地利用計画に関する新土地法第252.3条を除く。)、及び④のうち金融機関により担保権設定された不動産プロジェクト譲渡に関する新金融機関法第200.3条及び第210.15条は、当初想定されていた施行日である2025年1月1日より5か月早い2024年8月1日から施行されることになりました。したがって、2024年8月1日から、不動産市場に関連するいくつかの重要な変更の効力が生じます。具体的には、(i)外国投資企業とみなされる企業の範囲が縮小され、外国投資家が直接又は子会社を介して総株式の50%超を保有する企業に限定されること、(ii)土地価格帯が廃止され、市場原則に基づいて土地価格が算出される想定であること、(iii)省級人民委員会(「**PC**」)は、商業住宅の開発者が、事業地内で社会福祉住宅を建設するための宅地を確保しておくこと、当該都市区における商業住宅プロジェクトの範囲外の場所に社会福祉住宅土地ファンドを手配すること、又は相当する金銭を支払うことのいずれを行うかを決定する権利を有すること、(iv)不動産開発者は、購入者から建築前物件の販売価格の5%を超える預託金を徴収することを禁止され、不動産開発者と購入者との間の書面による預託契約が義務付けられること、及び(v)債権回収のために担保である不動産プロジェクトを譲渡する金融機関は、不動産業者に適用される条件の充足を免除されること、などが挙げられます。

## 2. 直接電力買取制度(「**DPPA**」)に関する政令第80/2024/ND-CP号

2024年7月3日、政府は、再生可能エネルギー電力事業者(「**GENCO**」)と大口電力需要家(「**需要家**」)との間のDPPAについて定め、即日施行される政令第80/2024/ND-CP号(「**政令80**」)を発出しました。政令80の重要な点は以下のとおりです。

- (i) 需要家とは、主に、他者に転売することなく電力を購入し、又は平均消費量若しくは登録消費量が月200,000kWh以上である組織又は個人を指します。
- (ii) DPPAには、(a)GENCO及び需要家との間で締結される、プライベート接続回線を介したDPPA(「**フィジカル DPPA**」)と、(b)(1)国内グリッドに接続され、競争的な卸電力市場に直接参加する、10MW以上の容量を有する太陽光/風力GENCO、(2)製造目的で電力を購入し、使用し、少なくとも22kVの電圧レベルでグリッドに接続されている需要家、及び(3)産業、経済、輸出加工、ハイテクノロジー区域及び集落地帯並びに需要家がバーチャルDPPAに参加することを承認したその他の区域及び集落地帯における電力小売業者(「**認定小売業者**」)、との間で締結される国内グリッドを介したDPPA(「**バーチャル DPPA**」)の、2つの形態があります。
- (iii) フィジカルDPPAでは、基本的に、電力買取契約(「**PPA**」)の電力販売価格とテンプレートに関する制限はありません。GENCOは、一般的に、当事者間で合意された電力販売価格でPPAに署名することにより、需要家に直接電力を販売することができます。このスキームにおいて、需要家は、署名日から10日以内に、PPAの締結についてPC、ベトナム電力公社(「**EVN**」)及び中央給電指令所(「**NLDC**」)に報告しなければなりません。
- (iv) バーチャルDPPAでは、(a)GENCOは、スポット電力取引市場に電力を販売するためにEVNとの間でPPAを締結し、(b)GENCOは、需要家又は認定小売業者とforward contractsを締結し、(c)需要家又は認定小売業者も、個々の需要に応じて電力を購入するためにEVNとの間で小売PPAを締結します。これらの契約はすべて、政令80に規定される一定の法定の主要条件を含まなければなりません。バーチャルDPPAにおける電力販売価格は、政令80に定めるとおり、各契約における異なる価格設定メカニズムの様々な計算式に基づいて決定されます。バーチャルDPPAに参加するためには、GENCO、需要家又は認定小売業者は、NLDCに参加登録申請書類を提出する必要があります。

## 3. 個人情報保護政令の違反に適用される罰則に関する政令草案

正式な公布時期は特定されていないものの、最新の政令草案がようやく公表されました。当該政令草案に基づくと、個人情報保護政令に違反した組織は、ベトナムにおける前年度の総収益の10%以下の罰金が科される場合があります。それに加えて、一定期間の免許取消等の追加制裁が課される場合があります。

インド 執筆者<sup>2</sup>: 鈴木多恵子、イシャ・シャ

#### 4. 外国投資規制の回避を防止するための SEBI AIF 規則の改正

インド証券取引委員会（「SEBI」）は、2024年4月25日、2024年SEBI（オルタナティブ投資ファンド（「AIF」）規則（第2次修正）を施行しました。これは、2012年SEBI（AIF）規則（「SEBI AIF 規則」）を改正し、AIF、その運用会社、及びそれらの主要経営責任者に、AIFの投資家及び投資に関する具体的なデューディリジェンスを行うことを義務付けるものです。2024年1月19日付のSEBIの諮問書では、AIFによる間接的な外国直接投資（ダウンストリームインベストメント）の分類は、AIFのマネジャー又はスポンサーがインド居住者により保有及び支配されているかに基づくところ、一部のAIFが、外国投資規制を回避する目的で、上記の基準を満たす形で組成され、(i) 外国直接投資（「FDI」）が禁止されている事業分野への投資、(ii) 事業分野別に認められたFDIの出資上限比率を超える投資、(iii) 外国ポートフォリオ投資や対外商業借入の規制下にある負債又は債券への投資、などに用いられていることが指摘されていました。今回の改正は、これらのAIFを利用した外国投資規制回避を防止することを目的としています。

#### 5. 市場の風評の検証等を義務付ける SEBI 規則の改正

SEBIは、2024年5月17日、2015年SEBI（上場義務及び開示要求）規則（「LODR」）を改正する、2024年SEBI（上場義務及び開示要求）規則（修正）を施行しました。2024年6月1日には上場企業上位100社、また2024年12月1日からは上場企業上位250社は、主要メディアで報道された、差し迫った特定の重要な事象に関する市場の風評について、その報道から24時間以内に検証し、確認や否定、事実を明らかにするといった対応をすることが必要となります。重要な価格変動が生じてから24時間以内に当該風評が確認された場合、そのような重要な価格変動、または報道された事象や情報の確認による上場企業の株価への影響については、影響を受けない価格を計算する目的において、除外することができます。

#### 6. 新たな刑事法の施行

2024年7月1日、インドの主要な刑事法は、(i) 1860年インド刑法に代わる2023年Bharatiya Nyaya Sanhita法、(ii) 1973年刑事訴訟法に代わる2023年Bharatiya Nagarik Suraksha Sanhita法、(iii) 1872年インド証拠法に代わる2023年Bharatiya Sakshya Adhinyam法、の3つの新しい法律に置き換えられました。重要な改正点としては、(i) インドにおける犯罪行為のインド国外からの教唆やほう助も処罰対象となる、(ii) 重大犯罪の被告人の裁判、有罪判決及び量刑判決の宣告が被告人の「不在」状態で行われ得る（被告人や被告人たる法人が欠席している間にも継続され得る）、(iii) 捜査機関は、ある財産が犯罪行為により取得された疑いがある場合、当該財産の押収・差押を裁判所に求める広範な権限が付与され、裁判所には、被告人に聴聞の機会を与えずに、国外の資産を含む被告人の該当財産を押収する権限が付与された、ことなどがあります。また、電子召喚状の発行やFIRの電子登録も認められました。

<sup>2</sup> 本稿作成に際しては、インドの法律事務所 S&R Associates 所属の Zahra Aziz 弁護士に協力を得ました。



## 1. 特許法の施行及び特許規則の公布

The State Administration Council(「SAC」)は、2019年3月11日に成立した特許法(2019年法律第7号)が2024年5月31日に施行された旨の2024年第106号告示を発しました。また、SACは、2024年6月4日に特許規則(「本規則」)を2024年43号告示において公布しました。本規則には、特許権の登録出願に関する手続の詳細な要件が規定されています。

本規則によれば、登録出願には以下の情報を含む必要があります。登録出願は、所定の様式を使用し、電子的方法、直接提出、又は郵便により行うことができます。

- (i) 特許権付与の請求である旨
- (ii) 出願人の名称、国籍又は法人の設立国及び住所
- (iii) 発明者の氏名並びにその国籍及び住所
- (iv) 発明についての説明
- (v) 代表者又は代理人の氏名、全国登録原票番号及び住所
- (vi) 特許請求の範囲
- (vii) 優先権に関する書類(該当する場合)
- (viii) 発明を説明するための図面等

本規則は、特許登録異議申立の方法を含め、特許権の登録出願及びその公開に関する審査の詳細な手続及び要件についても定めているほか、コンピュータ・ソフトウェアに関する特許の解釈についても規定しています。更に、本規則は、特許権の個人又は法人への移転登録を申請するための手順等についても定めています。

本規則によれば、特許登録には以下の情報を含むとされます。

- (i) 申請者の氏名又は名称及び住所
- (ii) 発明者の名称及び住所
- (iii) 代表者又は代理人の氏名、国民登録カード番号及び住所
- (iv) 特許権証明書番号
- (v) 出願日
- (vi) 発明の名称及び簡単な説明
- (vii) 発明を説明する書面又は図面(ある場合)等

登録出願の受付及び特許登録は、Ministry of Commerce(商業省)の知財局(「IP Department」)が所定の様式、費用、提出の開始日を発表した上で開始されます。

## 2. IP Department による商標申請の公告

IP Department は、2024年4月以降、複数回にわたり、商標法26条に基づき、登録申請が行われている商標に対する異議申立の権利を確保するための公告を行っています。

商標法上、商標登録申請に対して異議を申し立てようとする者は、公告日から60日以内に、指定の様式を使用し、手数料を納付した上で異議申立をすることができます。異議申立には、理由の陳述も含める必要があります。公告日から60日以内に異議申立がなされない場合は、登録官は商標の登録を許可することができます。なお、登録官は、商標登録申請の許可又は拒絶を申請人に通知しなければならず、当該許可又は拒絶も公告されるものとされています。

## 1. 地熱エネルギーの調査及び開発の承認及び管理に関する規則

台湾經濟部エネルギー局は2024年5月13日、「地熱エネルギーの調査及び開発の承認及び管理に関する規則」(「本規則」)を公告しました。本規則は、今後見込まれる台湾における潜在的な地熱エネルギーの開発について規制枠組を設けるものです。本規則の主な重要ポイントは以下のとおりです。

### (i) 許可の種類

本規則によれば、地熱エネルギーの調査及び開発にはそれぞれ別の許可を要します。地下における地熱エネルギーを調査するために井戸を掘削し、又はその他の行為を行う場合は、調査許可を要し、その有効期間は2年間です(最長4年間まで延長可。)。一方で、地熱エネルギーを開発する場合は、開発許可を要し、その有効期間は5年間です(その後1年毎に延長可。)

### (ii) 申請者の資格

調査許可又は開発許可の申請者は、自然人、法人、登記された事業、又は代表者又は管理者の設けられている非法人団体のいずれもなることができます。また、調査許可の申請者は500万新台幣ドル以上、開発許可の申請者は総投資額の15%以上の自己資金を保有している必要があります。

### (iii) 必要な申請書類

調査許可又は開発許可の申請には、共通の必要書類として(1)申請者の身分証明書又は登記証明書、(2)資金に関する証明書、(3)調査又は開発計画書、(4)調査又は開発サイトの土地所有者の同意書、(5)先住民基本法に定められた先住民族又は部族の同意を証する書類、及び(6)調査サイトが環境敏感地域に指定されている場合、主務機関により作成されたその規制内容についての関連書類等を提出する必要があります。また、開発許可の申請には、これら共通の必要書類に加え、更に(1)土地の使用及び土地地区画規制に関する書類、及び(2)開発サイトが温泉法に基づき指定された温泉地域に所在する場合、温泉産業への影響分析を提出する必要があります。

## 2. 商標出願の審査加速制度の施行

台湾における商標審査の主務官庁である知的財産局は、商標出願の審査加速制度について規定する「商標出願の審査加速に関する作業手順」(「本手続」)を公告し、本手続は2024年5月1日に施行されました。本手続に基づき、急を要する商標登録の出願者は6000新台幣ドルの追加手数料を納付することにより、約2か月で審査結果を得ることができるようになります(通常の所要期間は約8か月)。但し、本手続によると、商標出願の審査加速制度は以下の2つの状況にのみ適用されます。

### (i) 商標出願における全ての指定商品若しくは役務が実際に使用されている、又は使用のための実質的な準備が行われている場合、当該商標出願について包括的に審査加速を申請することができます

「実際の使用」の定義は、台湾商標法5条に定義されている「商標の使用」に準じ、商品、役務の提供に関連する物、又はこれらの商品又は役務に関する広告若しくは取引書類に商標を付すこと等が含まれています。また、実質的な準備が行われていることを証明するために、出願者は使用予定の詳細(時期、商品又は役務、及び流通経路等)を説明し、関連する見本を提出することができます。

### (ii) 商標出願における一部の指定商品若しくは役務が実際に使用されており、又は使用のための実質的な準備が行われており、かつ、商業的に商標権を取得する必要性及び緊急性がある場合、当該商業的必要性及び緊急性のある部分についてのみ、審査加速を申請することができます

「商業的必要性及び緊急性」とは、第三者が同意なしに商標を使用し、又は使用のために実質的な準備を行った場合、商標の使用につき第三者から権利侵害の警告を受けた場合、第三者から商標の使用許諾を求められた場合、市場での商標の使用が計画されており、且つ販売又は流通契約が締結されている場合等が含まれます。但し、この場合の出願は、商業的必要性及び緊急性のある商品又は役務に限られています。

## 1. 資本投資移民ビザの新制度

人材確保及び新たな香港への投資の呼び込みのために、2015年まで存在していた資本投資移民ビザが内容を変更の上で新制度(「新制度」)として再開されました。新制度は2024年3月1日より申請受付を開始しました。申請が承認された場合、申請者は24ヶ月を超えない期間の滞在許可が得られます。さらに通常は同条件で最長3年間の滞在許可延長申請が可能であり、その後の延長申請も同様の申請手続で可能です。新制度に基づく滞在許可取得のために申請者が満たすべき要件は以下のとおりです。

- (i) 申請者は18歳以上であること
- (ii) 申請者は以下のいずれかのカテゴリに属すること
  - (a) 中国以外の国籍保有者(アフガニスタン、キューバ及び朝鮮民主主義人民共和国を除く)
  - (b) 外国における永住権を有する中国国籍者
  - (c) マカオ居民
  - (d) 台湾居民
- (iii) 2年間にわたり純資産として時価30百万香港ドル以上の絶対的受益権を保有していることを申告すること
- (iv) 申請者は認可投資資産に投資しなければならない。具体的には、最低27百万香港ドルを認可金融資産(例えば、株式、債券、預金証書、劣後債、適格集団投資スキーム及びリミテッドパートナーシップファンドなど)及び/又は被居住用不動産(10百万香港ドルが上限)に投資しなければならない。加えて、3百万香港ドルを Hong Kong Investment Corporation Limited が設立して管理している CIES 投資ポートフォリオに投資しなければならない。
- (v) 不利な出入国記録がなく、通常の入出国審査及びセキュリティ要件を満たしていることを申告すること
- (vi) 申請者が独力で自身及び扶養家族を扶養できる能力を有すること

## 2. 建設業界における支払確保に係る法案(Construction Industry Security of Payment Bill)

香港の発展局(Development Bureau)は、長年にわたり建設業界に存在する当事者間における支払い遅延の問題の改善のため2024年5月16日付で建設業界における支払確保に係る法案(Construction Industry Security of Payment Bill)(「本法案」)を発表しました。建設プロジェクトには、顧客、請負業者、下請業者、原材料供給者、コンサルタント等様々な関係者が存在します。ある者が支払遅延すると、財務状況が比較的脆弱な中小業者との関係でとりわけ経済的に厳しい状況が関係者に生じます。本法案は、契約に基づく支払条件改善、紛争の迅速解決のための審判システム導入、支払を受けていない者への工事等の中断又は納期延長権限の付与等を定めています。重要な点は以下のとおりです。

- (i) 契約に基づく支払条件の改善  
法案は、不公正な支払条件(「支払えるときに支払う」等)を禁止するとともに、債権者の請求に対する債務者の回答及び債務者が認めた支払額全額の支払についての期限を設けています。
- (ii) 審判システムの導入  
支払に係る紛争発生時に、債権者は審判手続を開始する権利を有します。契約当事者は支払に係る紛争を独立の審判官による審判により解決できます。審判官は任命されてから55営業日以内に判断をしなければならず、両当事者は同判断に不服があれば同紛争を裁判所や仲裁機関に持ち込むことができます。
- (iii) 建設作業工事等の中断又は納期延長  
債務者が支払額について自認したにもかかわらず支払期限までにその全額の支払を行わず、又は債務者が支払期限までに審判官が決定した支払金額の全額を支払わない場合、債権者は自身が提供する建設作業工事等の中断又は納期延長を行う権利を有します。

## 1. デジタル資産法の施行

2024年3月8日に、ドバイ国際金融センター(DIFC)法第2号2024年デジタル資産法(「**デジタル資産法**」)が、施行されました。DIFCはドバイにおける特殊な法域であるフリーゾーン(「**フリーゾーン**」)のひとつであり、中東、南アジア、アフリカの金融ハブとなっています。

デジタル資産法は「デジタル資産」を以下のように定義しています。

- (a) 参加者のネットワークと、ネットワークによって生成されたデータの操作によって現れる仮想的な数量単位として存在するもの
- (b) 特定の個人や法制度から独立して存在するもの
- (c) 複製が不可能であり、一人または特定のグループがそのものを使用または消費することで、他の一人以上の人があるものを使用し又は消費することに必然的に支障をきたすもの。

デジタル資産法の主な特徴は以下のとおりです。

- (i) 適用範囲：デジタル資産法はDIFCの管轄内でのみ適用され、UAE本土や他のフリーゾーンには適用されません。
- (ii) デジタル資産に対する権原：ある人(又はグループ)がデジタル資産を「コントロール」(後述)するか、当該デジタル資産をコントロールする意図を持つか、又はデジタル資産が存在する「アドレス」(後述)において一般的なコントロールの意図を持つ場合、当該人(又はグループ)は、デジタル資産に対する原始的な法的権原を取得します。デジタル資産法の目的上、「アドレス」とは、分散型データベースの参加者固有のデータの文字列で、他の参加者と共有されるものであり、「分散型データベース」とは、情報またはデータをデジタルに保存するもので、コンピューターのネットワーク全体に共有され、参加者が合意されたメカニズムを通じて台帳への追加を承認し、最終的に同期するものを指します。
- (iii) 「コントロール」の意味：ある人がデジタル資産をコントロールするためには①デジタル資産法の特定の条件に従い、そのデジタル資産、関連プロトコルまたはシステムが、デジタル資産を所有しようとしている者に(i)他者が当該デジタル資産から実質的にすべての利益を得ることを防ぐ排他的な権利、(ii)当該デジタル資産から実質的にすべての利益を得る権利、(iii)項目(i)および(ii)の能力を他の人に移転する排他的な権利を付与し、加えて、②当該人(又はグループ)の権利を有する者として特定することが必要です。
- (iv) 権原の移転：デジタル資産の権原の移転は、①デジタル資産のコントロールが譲受人に変更されること、及び②譲渡人が譲受人に権原を移転する意図を持っていることによって生じます。デジタル資産が贈与によって譲渡される場合、反対の意図が証明されない限り、当事者はデジタル資産の権原の移転の意図を有していると推定されます。

## 2. DIFC 雇用法の改正

DIFC法第1号2024年雇用法(「**改正雇用法**」)により、DIFC法第2号2019年雇用法(「**旧雇用法**」)が改正されました。改正雇用法のポイントは以下のとおりです(なお、旧雇用法及び改正雇用法では、DIFCで雇用されているUAEおよびGCC加盟国の国民は退職金ではなく年金給付を受けることとされています)。

- (i) 改正雇用法では、従業員がUAE国民またはGCC国民であり、その一般年金社会保障庁(GPSSA)への年金拠出が、UAEまたはGCC国民でない者が受け取るべき基本給付額(退職金)を下回る場合、DIFCの雇用主は差額を計算し、追加の支払いをしなればなりません(なお、年金拠出が、UAEまたはGCC国民でない者が受け取るべき基本給付額(退職金)を上回る場合は、特に対応は必要ありません。)
- (ii) 上記(i)のルールは、該当従業員の月次の追加拠出義務の金額がAED 1,000以上である場合にのみ適用されます。

## 1. 経済安全保障推進法に基づく基幹インフラ制度の運用開始

2024年5月17日、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号。「**経済安全保障推進法**」)に基づく「**基幹インフラ役務の安定的な提供に関する制度**」(「**基幹インフラ制度**」)の運用が開始されました。

### (1) 基幹インフラ制度の趣旨

2022年5月に成立した経済安全保障推進法においては、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることに鑑み、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するため、基本方針が策定されるとともに、安全保障の確保に関する経済施策として、①重要物資の安定的な供給の確保に関する制度、②基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度、③先端的な重要技術の開発支援に関する制度及び④特許出願の非公開に関する制度が定められています。今般運用が開始された基幹インフラ制度は、このうちの②の制度であり、基幹インフラの重要設備が日本の外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為(「**特定妨害行為**」)の手段として使用されることを防止するため、国が基幹インフラ事業(「**特定社会基盤事業**」)を定め、一定の基準に該当する事業者(「**特定社会基盤事業者**」)を指定し、当該事業者が国が定めた重要設備(「**特定重要設備**」)の導入・維持管理等の委託をしようとする際に、事前に届出を行い、主務大臣の審査を受けるべきことを内容としています。

### (2) 基幹インフラ制度の対象事業及び対象事業者

基幹インフラ制度の対象事業(特定社会基盤事業)は、経済安全保障推進法50条1項各号が定める14の事業分野<sup>3</sup>(電気、ガス、石油、水道、鉄道、貨物自動車運送、外航貨物、航空、空港、電気通信、放送、郵便、金融及びクレジットカード)のうち、特定社会基盤役務の提供を行うものとして政令で定めるものとされており、対象事業者(特定社会基盤事業者)は、かかる特定社会基盤事業を行う者のうち、その使用する特定重要設備の機能が停止し又は低下した場合に、その提供する特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生じ、これによって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きいものとして主務省令で定める基準に該当する者として、主務大臣に指定された事業者とされています(同法50条1項柱書)。特定社会基盤事業者として指定された者は、内閣府ウェブサイト<sup>4</sup>において確認することができます。

### (3) 事前の届出

特定社会基盤事業者は、①他の事業者から特定重要設備(具体的な対象設備は主務省令に規定)の導入を行う場合又は②他の事業者に対して特定重要設備の維持管理若しくは操作(「**重要維持管理等**」)。具体的な対象行為は主務省令に規定。)の委託を行う場合、事前に計画書(「**導入等計画書**」)を作成して主務大臣に届け出なければなりません(経済安全保障推進法52条1項)。導入等計画書には、特定重要設備の概要、特定重要設備の導入・重要維持管理等の委託の内容・時期等のほか、特定重要設備・構成設備の供給者・重要維持管理等の委託の相手方に関する情報(名称、住所、設立準拠法、議決権の5%以上を保有する者、役員の氏名・生年月日・国籍等、外国政府等との取引の売上高の割合・当該外国政府等の名称を含む。)、リスク管理措置等を記載するとともに、各事項を証するための書類を添付する必要があります。

### (4) 審査手続

特定社会基盤事業者は、導入等計画書の届出の受理日から起算して30日を経過するまでは、原則として、特定重要設備の導入・重要維持管理等の委託をすることはできず、主務大臣は、この間に審査を行い(ただし、4か月まで延長可。)、審査の結果、特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいと判断した場合には、導入等計画書の内容の変更等又は特定重要設備の導入・重要維持管理等の委託の中止を勧告することができ、さらに、特定社会基盤事業者がこれに応じない場合には、変更・中止を命ずることができます(経済安全保障法52条3項以下)。

<sup>3</sup> 2024年5月17日、港湾運送分野を追加する改正法が公布され、公布日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなっています。施行後は15分野となります。

<sup>4</sup> [https://www.cao.go.jp/keizai\\_anzen\\_hosho/suishinhou/infra/doc/infra\\_jigyousya.pdf](https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/infra/doc/infra_jigyousya.pdf)

## 1. 上場企業における女性独立取締役の指名の義務化

2024年4月4日、バングラデシュ証券取引委員会(Bangladesh Securities and Exchange Commission)は、全ての上場企業に対し、最低1名の女性の独立取締役の選任を義務付ける通達<sup>6</sup>を発行しました。対象となる企業は、2025年4月4日までに上記の要件を充足する必要があります。

## 2. 経済特区及びハイテク・パーク内の新規設立企業に対する法人税の減免措置

2024年6月27日、バングラデシュ国家歳入庁は、以下の各 Statutory Regulatory Orders により、バングラデシュ国内の (a) 経済特区及び (b) ハイテク・パーク内に、新たに設立された企業に対し、事業開始から10年間、法人税を減免することを通達しました。具体的な免税措置の内容は以下のとおりです。なお、この減免措置を受けるためには、国家歳入庁の承認を受けるとともに、2035年6月30日までに事業を開始する必要があります。

- (a) SRO No. 244-Law/Income Tax-38/2024 により、Bangladesh Economic Zones Act, 2010 に基づく経済特区内に新たに設立された企業は、経済特区内の事業に係る所得のうち、事業開始日から3年間は100%、4年目は80%、5年目から10年目までについては各年10%ずつ逡減した割合につき、免税を受けることができます。
- (b) SRO No. 245-Law/Income-tax-39/2024 により、Bangladesh Hi-Tech Park Authority Act, 2010 に基づくハイテク・パーク内に新たに設立された企業は、同ハイテク・パークの事業に係る所得のうち、事業の開始から7年間は100%、8年目から10年目については70%につき、免税を受けることができます。

<sup>5</sup> 本稿作成に際しては、バングラデシュの法律事務所 Rahman's Chambers 所属の Shimu Kamrunnaher 弁護士に協力を得ました。

<sup>6</sup> No. BSEC/CMRRCD/2009-193/76/PRD/151 dated 4 April 2024 [https://sec.gov.bd/slaws/Notification\\_26.05.2024.pdf](https://sec.gov.bd/slaws/Notification_26.05.2024.pdf)

## 1. スリランカで包括的な債務再編合意の締結

2024年6月26日、スリランカは、公的債権者委員会(OCC)および中国輸出入銀行との交渉を終え、合計100億米ドルの包括的な債務再編合意に署名しました。OCCを主導しているのは日本、フランス、インドであり、他にオーストラリア、オーストラリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、韓国、オランダ、ロシア、スペイン、スウェーデン、英国、アメリカ合衆国を含めた17か国で構成されています。

包括的な債務再編合意には、これらの各構成国との二国間債務に関する再建の取組みが盛り込まれており、スリランカの二国間債務の償還期間の延長、支払猶予期間の開始、金利の大幅な引下げが認められました。また、スリランカは、2024年7月3日、民間債権者に対して負う125億米ドル相当の債務再編について、民間債権者と主要条件に合意した旨を公表しました。これらの合意の締結により、国際通貨基金(IMF)によるスリランカへの29億米ドルの財政支援が推進されることが見込まれます。

スリランカは、2022年9月に対外債務不履行に陥り、債務再編を開始しました。これらの債務再編合意に基づき講じられる措置が、スリランカの短期的な債務返済義務の緩和や重要なインフラ・プロジェクトを再開するための二国間資金供与を促進し、スリランカの経済の安定と成長に貢献することが期待されています。

## 2. スリランカで新しい電気法の施行

2024年スリランカ電気法第36号(「電気法」)が、2024年6月27日に発効しました。新たな投資を誘致するために電力産業の既存の制度的枠組みの改革が必要であるとの認識に基づき、電気法は、現在唯一の国有企業によって管理されている産業の事業活動を分離することを目的としています。具体的には、発電、送電、配電、電力取引、電力供給および電力調達を管理するための複数の独立した会社を設立して、効率的な運営を確保し、市場競争を発展させます。また、電気法は、透明性のある電力買取制度、明確な財務管理および資源管理、アカウントビリティ措置の強化を通じて、これらの新しい会社の財務的自立の達成を支援することも目指しています。さらに電気法は、電気産業の非炭素化、気候変動政策の実施、再生可能エネルギーによる発電の増大も目的としています。国内の再生可能エネルギー源からのエネルギー生成の最大限の利用、輸入化石燃料への依存度の低減、新たなエネルギー転換、貯蔵、管理の技術の統合、これらを実現するために、最新の技術と電力ネットワークの利用が促進が企図されています。

<sup>7</sup> 本稿作成に際しては、スリランカの法律事務所 D.L. & F. De Saram 所属の Hansi Abayaratne 弁護士に協力を得ました。

パキスタン 執筆者<sup>8</sup>: 鈴木多恵子、中島朋子

## 1. 電子犯罪防止法の改正案

2024 年電子犯罪防止法改正法案(「PECA 改正法案」)がパキスタン上院に提出されました。PECA 改正法案は、ソーシャルメディアを規制し、インターネット上の脅威から市民のプライバシーを保護することを目的とする法案です。PECA 改正法案は、特定の機関を規制対象とすることなく、市民のプライバシーを保護することに焦点を当てています。

## 2. 2024 年度パキスタン予算案の発表

2024 年 6 月 12 日に、2024 年 7 月 1 日に発効する 2024 年度のパキスタン予算として 2024 年財政法案が発表されました(「本予算案」)。本予算案は、(i)財政健全化と公的資金の効率的利用による経済の安定と成長、(ii)公債の対 GDP 比の持続可能な水準への引き下げ、(iii)国際収支の優先改善、(iv)民間セクターの活性化、起業家精神の育成、投資の奨励、イノベーションの促進による経済成長の刺激に向けた政策枠組み強化、(v)貧困層に配慮したイニシアティブを通じた社会脆弱部門の支援、(vi)公的セクター開発プログラムにより多くの資金を提供することによるサービス及び財政の改善並びにセクター別改革の導入によるイノベーションの奨励、(vii)青少年の教育及び技能開発、(viii)環境保全やジェンダーに配慮した予算の公的財政管理への統合、を主な目的としています。

本予算案には、国有企業の民営化に向けた計画も含まれており、該当セクターに外国投資家が参加する機会を創出し、効率性や業績を向上させる可能性があります。また、本予算案には、IT 輸出の奨励策や、従業員のデジタル技術を向上させるためのイニシアティブが含まれています。デジタル経済に焦点を当てることにより、IT セクターにおける熟練労働力と事業発展を求める外国のハイテク企業及び投資家の誘致が進むことが期待されています。

<sup>8</sup> 本稿作成に際しては、パキスタンの法律事務所 Kabraji&Talibuddin 所属の Syed Ali Bin Maaz 弁護士に協力を得ました。



トルコ 執筆者<sup>9</sup>: 廣澤太郎

## 1. トルコの ESG 規制 –「S」基準への対応

トルコでは、環境・社会・ガバナンス(ESG)基準の遵守が注目されています。従来は主に「E」(環境問題)に焦点が当てられてきましたが、トルコの法律や司法判断においては、近年「S」(社会)基準が注目されています。例えば、トルコでは労働者の権利と保護を徹底するために整備された労働基準が設けられており、労働派遣を限定的な状況下でのみ認め、労働派遣が許された場合でも、派遣先の使用者に従業員の健康、安全、及び福祉のための様々な責任を課しています。また、男女平等、多様性及び人権については、法が差別を禁止し、社会的弱者に対する特別な保護を規定しています。その他にも、トルコには伝統的な労働協議会はないものの、大企業においては労働安全衛生委員会の設置が義務付けられています。役員報酬はまだ ESG 指標に連動はされていませんが、持続可能性指数は自主的な採用が推進されており、また企業の内部通報者は憲法および裁判所の判例により間接的に保護されています。トルコの ESG に関する法的な規制枠組みは進化の途中ですが、それに先立ち、企業は社会的責任と持続可能性を向上させるための内部的な取り組みを推進しています。

## 2. 医療、ヘルスケア法制の近時の動向

(i) ヒト用医薬品：トルコ医薬品・医療機器庁(「同庁」)臨床試験部への臨床試験申請に関するガイドラインの改正(3月18日)、ウイルス・細菌性病原体に対するヒト用動物免疫グロブリン/免疫血清の非臨床評価に関するガイドラインの改正(3月18日)、治験薬及び補助医薬品の表示に関するガイドラインの策定(3月22日)、倫理委員会への臨床試験申請に関するガイドラインの改正(3月22日)、ヒト用医薬品の製造施設に関する GMP ガイドラインの改正(3月27日)、トルコ医薬品市場観察報告書の公表(4月5日)、海外からの医薬品の調達に関するガイドラインの改正(4月17日)、補助医薬品に関するガイドラインの策定(5月20日)、輸入申請及び市場販売許可に関するガイドラインの改正(5月27日)が公表されました。

(ii) 医療機器：医療機器規則別紙 XVI に記載された医療目的でない製品群の共通仕様の決定に関する公報(3月14日)、製造業者の認証を受けていない医療機器の市場参入及び流通に関する声明(3月20日)、製造業者による期間延長不適格製品の製品追跡システムプロセスに関する声明(4月24日)、及び医療機器部門の見直し(4月4日)が公表されました。また、4月4日、同庁はトルコの医療機器部門の活動を比較する包括的なレビューを実施しました。4月15日、特定のクラス D 体外診断用医療機器の共通仕様の決定に関する公報案が提出され、関係者の意見が募集されました。

(iii) 化粧品：化粧品セーフティ・アセッサの訓練及び認証に関するガイドライン(3月21日)及び同庁のウェブサイトにおける化粧品規則の改正開始に関する告示(4月5日)が公表されました。

## 3. 商法の改正等

実務上明確になっていなかった点を明確化し、企業の取引を円滑にするため、商法の規定が改正され(「本改正」)、2024年5月29日から施行されました。まず、本改正により、取締役会が毎年取締役会のメンバーの中から議長や副議長を選任しなければならないという義務がなくなり、その結果、取締役会の議長や副議長の任期を取締役の任期と合わせて定めることができるようになりました(なお、任期は3年以内である必要があります)。また、支店長等の任免が、取締役会決議事項ではなくなりました。これに加え、取締役会の議長は、取締役の過半数以上の請求があった場合には、30日以内に取締役会を招集しなければならないと、議長が請求に応じない場合には、かかる請求をした取締役自身が取締役会を招集することができるようになりました。さらに、2023年11月25日付の大統領令により、株式会社及び有限責任会社の設立時の最低株式資本要件が改正され、それぞれ TRY250,000 及び TRY50,000 になりました。かかる改正は2024年1月1日より施行されており、同日までに設立された会社は、2026年12月31日までにかかる改正に対応する必要があります。同日までに上記資本要件を満たすことができなかつた場合には、当該会社は解散したものとみなされるおそれがあります(なお、貿易省はかかる猶予期間を2年間延長することができます)。

<sup>9</sup> 本稿は、トルコの大手法律事務所 Paksoy が発行した 2024 年 2 月 29 日付“Turkish Competition Law Newsletter – 2024 Winter Issue”、2024 年 3 月 13 日付“Recent Developments in Healthcare Legislation”、2024 年 3 月 14 日付“Amendments to Turkish Data Protection Law soon to enter into force”に基づいて作成しました。

## 1. 中国自由貿易試験区におけるデータ越境移転管理リストの動向

中国では、データの越境移転にあたり 3 つの前提要件(①データ越境移転安全評価の合格、②個人情報越境移転標準契約の締結・届出、③個人情報保護認証の取得)が規定されています。一方、2023 年 3 月に公布された「データ越境流動の促進及び規範化に係る規定」(「緩和規定」)は、上記①～③を実施すべき条件(人数基準)やその免除が認められる場面を定めるとともに、自由貿易試験区(「FTZ」)では、国のデータ分類・等級保護制度の枠組み内で、上記①～③による管理の対象とすべきデータリスト(「ネガティブリスト」)を FTZ 自ら策定できることを明確にしています。ネガティブリストに記載のないデータの越境移転については、原則として上記①～③が免除されることから、FTZ については、FTZ 外と比べより緩和された規制を設けることのできる裁量が与えられているといえます。

### (1)天津ネガティブリスト

2024 年 5 月 9 日、天津市商務局及び中国(天津)自由貿易試験区管理委員会は、「中国(天津)自由貿易試験区データ越境移転管理リスト(ネガティブリスト)」「天津ネガティブリスト」を公布しました。天津ネガティブリストは、中国初の FTZ におけるデータの越境移転に関するネガティブリストであり、下記 2 つのパートから構成されています<sup>10</sup>。

- (i) 第 1 パートでは、データ越境移転安全評価を行う必要があるデータとして、13 の大分類(戦略物資・大口商品類、自然資源・環境類等)が列挙され、さらに各大分類は 2～11 の小分類(計 45 の小分類)に分けられ、それぞれデータの基本的特徴が詳細に説明され、具体例も挙げられています。
- (ii) 第 2 パートでは、個人情報越境移転標準契約の締結・届出又は個人情報保護認証の取得が必要な条件(人数基準)として、重要情報インフラ運営者以外のデータ取扱者が当該年の 1 月 1 日以降累計で中国国外に提供した個人情報(センシティブ個人情報を除く。)が 10 万人以上 100 万人未満、又はセンシティブ個人情報が 1 万人未満と定められています。かかる定めは、緩和規定が定める条件と一致しています。

### (2)その他の自由貿易試験区における動向

中国(上海)自由貿易試験区内の臨港新区管理委員会も、2024 年 5 月 16 日に生物医薬、インテリジェントコネクテッドカー及び公募ファンドの 3 つの分野においてデータ越境移転に関するシーン別の一般データリスト<sup>11</sup>(試行)を公布しました。引き続き、各 FTZ における越境移転に関するリスト制定の動向について留意が必要であるといえます。

## 2. 事業者独占禁止コンプライアンス指針(2024)

2024 年 4 月 25 日、国务院独占禁止・不正競争防止委員会は、「事業者独占禁止コンプライアンス指針」(「本指針」)を公布しました。同名の指針は 2020 年 9 月 11 日にも公布されましたが、本指針では、事業者による独占禁止法に関するコンプライアンス管理制度の構築についてより詳細な規定が置かれるとともに、コンプライアンスインセンティブについて独立した章を設け、さらに 22 に上る参考事例を提示し、事業者に対し明確な行動指針を示しています。本指針は、法的拘束力はないものの、企業が独占禁止に関するコンプライアンスを徹底するための実用的なガイドラインとして注目に値します。

本指針の最大の特徴は、コンプライアンスインセンティブについて独立した章(第 5 章の第 32 条乃至第 38 条)が新設された点であるといえます。法執行機関は、独占禁止行為の調査・処分にあたり、独占禁止に関するコンプライアンス管理制度の構築・実施状況を考慮することができるとされ、具体的には、①調査前、②確約制度適用中、③リエンシー制度適用中、④行政処罰決定前の 4 つの場面におけるコンプライアンスインセンティブが定められました。

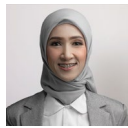
<sup>10</sup> なお、国家機密に係るデータ、核心データ、政務データは、天津ネガティブリストによる管理の対象外とされました。

<sup>11</sup> 「中国(上海)自由貿易試験区臨港新区におけるデータ越境流動に係る分類分級管理弁法(試行)」第 13 条によれば、一般データリストに記載されたデータについては、臨港新区管理委員会に対し届出を行い、かつ関連する管理の要求を満たした場合には自由に移転することができますとされています。

## 編集者

鈴木 多恵子(パートナー、東京事務所)  
 箭内 隆道(アソシエイト、東京事務所)  
 白井 美和子(アソシエイト、東京事務所)  
 難波 早登至(アソシエイト、東京事務所)  
 小川 莉央(アソシエイト、東京事務所)  
 宮関 貴臣(アソシエイト、東京事務所)

## Contacts



**インドネシア**  
[ミリアム・アンドレータ](#)  
 提携事務所パートナー,  
 Walalangi & Partners  
[Mandreta@wplaws.com](mailto:Mandreta@wplaws.com)



**インドネシア**  
[ジェン・エリザベス・ドノウ](#)  
 提携事務所パートナー,  
 Walalangi & Partners  
[idonauw@wplaws.com](mailto:idonauw@wplaws.com)



**インドネシア(和文監修者)**  
[吉本 祐介](#)  
 インドネシアプラクティスパート  
 ナー, 東京  
[y.yoshimoto@nishimura.com](mailto:y.yoshimoto@nishimura.com)



**インドネシア(和文監修者)**  
[竹崎 真子](#)  
 アソシエイト, 東京  
[m.takezaki@nishimura.com](mailto:m.takezaki@nishimura.com)



**マレーシア**  
[ワンメイ・リヨン](#)  
 提携事務所パートナー,  
 WM Leong & Co 代表  
[w.m.leong@nishimura.com](mailto:w.m.leong@nishimura.com)

**マレーシア**  
[ライアン・ヘン](#)  
 提携事務所アソシエイト,  
 WM Leong & Co  
[ryan.heng@wmlaw.com.my](mailto:ryan.heng@wmlaw.com.my)



**マレーシア(和文監修者)**  
[眞栄城 大介](#)  
 パートナー, クアラルンプール  
[d.maeshiro@nishimura.com](mailto:d.maeshiro@nishimura.com)



**マレーシア(和文監修者)**  
[宮関 貴臣](#)  
 アソシエイト, 東京  
[t.miyazeki@nishimura.com](mailto:t.miyazeki@nishimura.com)



**マレーシア(和文監修者)**  
[秋山 葵](#)  
 アソシエイト, 東京  
[s.akiyama@nishimura.com](mailto:s.akiyama@nishimura.com)



**フィリピン**  
[ミシェル・マリエ・F・ヴィラリカ](#)  
 パートナー, シンガポール  
[m.villarica@nishimura.com](mailto:m.villarica@nishimura.com)



**フィリピン**  
[ステフィ・サリス](#)  
 アソシエイト, シンガポール  
[s.sales@nishimura.com](mailto:s.sales@nishimura.com)



**フィリピン(和文監修者)**  
[佐藤 正孝](#)  
 パートナー, シンガポール  
[m.sato@nishimura.com](mailto:m.sato@nishimura.com)



**フィリピン(和文監修者)**  
[武田 利久](#)  
 アソシエイト, 東京  
[ri.takeda@nishimura.com](mailto:ri.takeda@nishimura.com)



**シンガポール**  
[メリッサ・タン](#)  
 アライアンス事務所ダイレク  
 ター, Bayfront Law  
[melissa.tan@bayfrontlaw.sg](mailto:melissa.tan@bayfrontlaw.sg)



**シンガポール**  
[チン・スーシャン](#)  
 アライアンス事務所アソシエ  
 イト, Bayfront Law  
[suxian.chin@bayfrontlaw.sg](mailto:suxian.chin@bayfrontlaw.sg)



**シンガポール(和文監修者)**  
[吉本 智郎](#)  
 パートナー, シンガポール  
[t.yoshimoto@nishimura.com](mailto:t.yoshimoto@nishimura.com)

**シンガポール(和文監修者)**  
[難波 早登至](#)  
 アソシエイト, 東京  
[sa.namba@nishimura.com](mailto:sa.namba@nishimura.com)



**シンガポール(和文監修者)**  
[村林 優里香](#)  
 アソシエイト, 東京  
[y.murabayashi@nishimura.com](mailto:y.murabayashi@nishimura.com)



**タイ**  
ジラポン・スリワット  
パートナー, バンコク事務所共同  
代表  
[j.sriwat@nishimura.com](mailto:j.sriwat@nishimura.com)



**タイ**  
アピンヤーン・サンティカセーム  
パートナー, バンコク  
[a.samtikasem@nishimura.com](mailto:a.samtikasem@nishimura.com)



**タイ(和文監修者)**  
志澤 政彦  
アソシエイト, バンコク  
[m.shizawa@nishimura.com](mailto:m.shizawa@nishimura.com)



**タイ(和文監修者)**  
藤岡 七海  
アソシエイト, 東京  
[n.fujioka@nishimura.com](mailto:n.fujioka@nishimura.com)



**ベトナム**  
ヴ・レ・バン  
パートナー, ホーチミン事務所  
共同代表  
[v.l.bang@nishimura.com](mailto:v.l.bang@nishimura.com)



**ベトナム**  
グエン・テイ・タン・フォン  
パートナー, ハノイ  
[n.t.t.huong@nishimura.com](mailto:n.t.t.huong@nishimura.com)



**ベトナム(和文監修者)**  
池田 展子  
カウンセラー, ハノイ  
[n.iked@nishimura.com](mailto:n.iked@nishimura.com)

**ベトナム(和文監修者)**  
小川 莉央  
アソシエイト, 東京  
[r.ogawa@nishimura.com](mailto:r.ogawa@nishimura.com)



**ベトナム(和文監修者)**  
秋山 葵  
アソシエイト, 東京  
[s.akiyama@nishimura.com](mailto:s.akiyama@nishimura.com)



**ベトナム(和文監修者)**  
藤岡 七海  
アソシエイト, 東京  
[n.fujioka@nishimura.com](mailto:n.fujioka@nishimura.com)



**インド**  
鈴木 多恵子  
インドブラクティスパートナー,  
東京  
[t.suzuki@nishimura.com](mailto:t.suzuki@nishimura.com)



**インド**  
イシャ・シャ  
アソシエイト, フランクフルト/  
デュッセルドルフ  
[i.shah@nishimura.com](mailto:i.shah@nishimura.com)



**インド(和文監修者)**  
白井 美和子  
アソシエイト, 東京  
[m.shirai@nishimura.com](mailto:m.shirai@nishimura.com)



**ミャンマー**  
ソーニャントウン  
アソシエイト, ヤンゴン  
[s.n.htun@nishimura.com](mailto:s.n.htun@nishimura.com)



**ミャンマー(和文監修者)**  
中島 朋子  
アソシエイト, 東京  
[to.nakashima@nishimura.com](mailto:to.nakashima@nishimura.com)



**台湾**  
江 承頤  
アソシエイト, 台北  
[c.chiang@nishimura.com](mailto:c.chiang@nishimura.com)



**香港**  
坂本 龍一  
パートナー, 東京  
[r.sakamoto@nishimura.com](mailto:r.sakamoto@nishimura.com)



**アラブ首長国連邦**  
アユシュ・シャルマ  
アソシエイト, ドバイ  
[a.sharma@nishimura.com](mailto:a.sharma@nishimura.com)



**アラブ首長国連邦(和文監修者)**  
森下 真生  
パートナー, ドバイ  
[m.morishita@nishimura.com](mailto:m.morishita@nishimura.com)



**アラブ首長国連邦(執筆・和文監修者)**  
黒田 英  
アソシエイト, ドバイ  
[s.kuroda@nishimura.com](mailto:s.kuroda@nishimura.com)



**アラブ首長国連邦(和文監修者)**  
村林 優里香  
アソシエイト, 東京  
[y.murabayashi@nishimura.com](mailto:y.murabayashi@nishimura.com)



**日本**  
加賀 宏樹  
パートナー, 東京  
[h.kaga@nishimura.com](mailto:h.kaga@nishimura.com)



**日本**  
岡田 彩  
アソシエイト, 東京  
[a.okada@nishimura.com](mailto:a.okada@nishimura.com)



**バングラデシュ**

鈴木 多恵子  
インドプラクティスパートナー,  
東京  
[t.suzuki@nishimura.com](mailto:t.suzuki@nishimura.com)



**バングラデシュ**

バーシャ・バッタチャリヤ  
カウンセラー, 東京  
[v.bhattacharya@nishimura.com](mailto:v.bhattacharya@nishimura.com)



**バングラデシュ(和文監修者)**

杉谷 真  
アソシエイト, 東京  
[m.sugitani@nishimura.com](mailto:m.sugitani@nishimura.com)



**バングラデシュ(和文監修者)**

武田 利久  
アソシエイト, 東京  
[ri.takeda@nishimura.com](mailto:ri.takeda@nishimura.com)



**スリランカ**

川島 章裕  
カウンセラー, 東京  
[a.kawashima@nishimura.com](mailto:a.kawashima@nishimura.com)



**パキスタン**

鈴木 多恵子  
インドプラクティスパートナー,  
東京  
[t.suzuki@nishimura.com](mailto:t.suzuki@nishimura.com)



**パキスタン**

中島 朋子  
アソシエイト, 東京  
[to.nakashima@nishimura.com](mailto:to.nakashima@nishimura.com)



**トルコ**

廣澤 太郎  
ベトナムプラクティスパート  
ナー, 東京/ハノイ/ホーチミン  
[t.hirosawa@nishimura.com](mailto:t.hirosawa@nishimura.com)



**トルコ(和文監修者)**

村林 優里香  
アソシエイト, 東京  
[y.murabayashi@nishimura.com](mailto:y.murabayashi@nishimura.com)



**トルコ(和文監修者)**

竹崎 真子  
アソシエイト, 東京  
[m.takezaki@nishimura.com](mailto:m.takezaki@nishimura.com)



**トルコ(和文監修者)**

藤岡 七海  
アソシエイト, 東京  
[n.fujioka@nishimura.com](mailto:n.fujioka@nishimura.com)



**中国**

蔡雯嫻  
アソシエイト, 東京  
[w.cai@nishimura.com](mailto:w.cai@nishimura.com)



**中国 (和文監修者)**

志賀 正帥  
カウンセラー, 東京  
[m.shiga@nishimura.com](mailto:m.shiga@nishimura.com)



**中国 (中国法監修)**

張翠萍  
パートナー, 東京  
[c.zhang@nishimura.com](mailto:c.zhang@nishimura.com)

本リーガルアップデートは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。